

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きが休日には、そ  
の翌日)

## 告示

### 目次

◇告示生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）

生活保護法による医療機関の変更（タク）

生活保護法による診療所等の廃止（タク）

保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

保安林の指定の解除予定の取消し（森林保全課）

海面における区画漁業の免許（水産課）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）

◇選管告示  
鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の  
数等

◇公安告示遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

◇公 告平成八年度後期技能検定試験の実施（労政能力開発課）

◇雜 報理容師試験等の平成八年度第二回学科試験の実施（県民生活課）

**鳥取県告示第六百十四号**  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成八年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よどえ整形外科クリニック	西伯郡淀江町大字佐陀二二六九	平成八年七月十七日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷四〇三二一一九	平成八年七月二十七日
星野歯科医院	鳥取市青葉町二丁目二二一三	平成八年八月十九日
医療法人社団越智内科医院	米子市加茂町一丁目二二一三	平成八年九月一日
医療法人社団大寛寺クリニック	鳥取市吉成二〇六一	平成八年八月十九日
オレンジ薬局	米子市福井二三二八七	平成八年八月一日
老人保健施設よどえ苑	西伯郡淀江町大字佐陀二二六九	平成八年七月十八日
老人保健施設なんぶ幸朋苑	米子市石井二二三八	平成八年八月十二日
なんぶ幸朋苑訪問看護ステーション	米子市石井二二三八	平成八年八月十九日

## 鳥取県告示第六百十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百六十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年九月三日

## 鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
医療法人社団越智内科医院	米子市加茂町一〇九	平成八年七月二十一日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷三九三六一一	平成八年七月二十七日
星野歯科医院	鳥取市青葉町二丁目一六七	平成八年七月三十一日
地原歯科医院	鳥取市栄町六二六	平成八年八月八日
大覺寺クリニック	鳥取市吉成二〇六一一	平成八年八月三十一日
鳥取市吉成二〇六一一	鳥取市吉成二〇六一一	平成八年八月三十一日

## 鳥取県告示第六百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三一条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	變 更 年 月 日	指 定 年 月 日
谷口歯科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	平成八年八月一日	平成八年八月十五日
百村歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜一九九	平成八年八月十六日	平成八年八月十七日
熊谷歯科医院	鳥取市南吉方二丁目六一	平成八年八月二十一日	平成八年八月二十二日
増榮内科医院	米子市旗ヶ崎六丁目一九一四一	平成八年八月二十六日	平成八年八月二十七日
船木歯科医院	西伯郡中山町塩津三二三一	平成八年八月二十六日	平成八年八月二十七日
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八一五	平成八年八月二十六日	平成八年八月二十七日
岸田歯科医院	倉吉市東町三五一一二	平成八年八月二十六日	平成八年八月二十七日
木下産婦人科医院	米子市角盤町一丁目九四	平成八年八月二十四日	平成八年八月二十五日
産科・婦人科大石医院	米子市角盤町一丁目九四	平成八年九月一日	平成八年九月二日
山崎内科医院	鳥取市鍛冶町五三	平成八年八月二十四日	平成八年八月二十五日
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原三一九一	平成八年九月一日	平成八年九月二日
米子医療生活協同組合米子診療所	米子市博労町三丁目八〇一	平成八年九月一日	平成八年九月二日
足立泌尿器科医院	米子市上後藤三丁目二一〇	平成八年九月一日	平成八年九月二日
赤崎町国民健康保険赤崎診療所	東伯郡赤崎町大字赤崎一九二〇一七四	平成八年九月一日	平成八年九月二日
佐々木医院	東伯郡閏金町大字閏金宿一五五	平成八年九月一日	平成八年九月二日
医療法人社團赤崎内科外科クリニック	東伯郡赤崎町大字赤崎一八四八	平成八年九月一日	平成八年九月二日
涌島歯科医院	鳥取市二階町二丁目二二〇	平成八年九月一日	平成八年九月二日
中本歯科医院	鳥取市茶町三一	平成八年九月一日	平成八年九月二日
医療法人上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五四	平成八年九月一日	平成八年九月二日
田中歯科医院	倉吉市明治町一〇二五一	平成八年九月一日	平成八年九月二日
小徳歯科医院	境港市外江町一〇二五一	平成八年九月一日	平成八年九月二日
谷口歯科医院	八頭郡河原町大字河原五四一七	平成八年九月一日	平成八年九月二日
田本歯科医院	日野郡溝口町溝口二二二一	平成八年九月一日	平成八年九月二日
法橋薬局	米子市明治町二〇一	平成八年九月十五日	平成八年九月十六日
吉田一陽堂若桜橋薬局	鳥取市戎町四一三	平成八年八月十八日	平成八年八月十九日

有限会社五臘田薬局	鳥取市二階町二丁目二〇七	タ
有限会社加藤薬局	鳥取市弥生町二〇一	タ
有限会社大村薬局	鳥取市片原三丁目二〇一	平成八年九月一日
川口薬局	鳥取市賀露町一五三九一一二	タ
有限会社岡本薬局	鳥取市立川町六丁目二四八	タ
有限会社木下薬局	米子市西倉吉町五七	タ
稻田聰薬局	米子市日野町七	タ
有限会社渡部薬局	米子市四日市町八七	タ
小林薬局有限会社	倉吉市明治町一〇三三一十六	タ
尾崎薬局	倉吉市上井三〇七	タ
有限会社ホシ薬局	倉吉市大正町一〇七九	タ
中原薬局	気高郡青谷町大字青谷三八五七	タ
有限会社徳吉薬局鹿野店	氣高郡鹿野町大字今市六二五一	タ
有限会社御船薬局	東伯郡三朝町大字三朝八八八	タ

**鳥取県告示第六百十八号**

河原町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下佐貫地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

**二 縦覧に供する期間**

平成八年九月四日から二十日間

**三 縦覧に供する場所**

河原町役場

**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し意義があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第六百十九号**

平成四年六月鳥取県告示第五百七十号（保安林の指定の解除予定について）で告示した保安林の指定の解除予定に関する通知を取り消す旨の通知を受けたので、告示する。

平成八年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六百二十号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、平成八年九月一日区画漁業を次のとおり免許したので告示する。

平成八年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**免許番号海区第四号****一 漁業権者の住所及び名称**

西伯郡淀江町大字淀江九九二一一一  
淀江漁業協同組合

## 二 免許の内容

平成八年七月十二日鳥取県告示第四百九十八号（区画漁業権の免許の内容たるべき事項等について）の一のとおり

## 三 制限又は条件

なし

## 鳥取県告示第六百二十一号

平成八年九月一日から平成九年八月三十一日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 施行者の名称

鳥取市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和四十七年二月十八日から平成十六年三月三十一日まで

## 四 事業地

（変更前 昭和四十七年二月十八日から平成十三年三月三十一日まで）  
追加する部分 鳥取市小西谷、浜坂、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目、中大路、東大路、叶一丁目及び江津

## 1 収用の部分

使用の部分 なし

## 選 举 管 理 委 員 会 告 示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成八年九月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	九, 五三六
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一五八, 九三三
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三六, 四八五
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三四, 八四三
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三, ○八〇
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	九, 七九二
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六, 八七五
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三, 八九〇
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六, ○九〇
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七, 九六四
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三, 七九八
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六, 一二九

## 公安委嘱印扣出

## 鳥取県公安委嘱印扣出第四十弾

次の遊技機の製造によることより、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十九年法律第二百一十一号)第百一十条第一項の技術上の規格によることによる認定のない遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委嘱印規則第四項)第九条第一項の規定によつて印示する。

平成八年九月三日

鳥取県公安委嘱印

申 請 者	氏名又は名称 住所 法人にあつてはその代表者	奥村遊機株式会社 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2-18 奥村 昌美
遊技機 の種類	遊技機の区分 型式名 遊技機の区分	製造業者名 検定番号 型式名 検定番号 有効期間

申 請 者	氏名又は名称 住所 法人にあつてはその代表者	株式会社ソフィア 群馬県桐生市境野町七丁目201 株式会社ソフィア
遊技機 の種類	遊技機の区分 型式名 遊技機の区分	製造業者名 検定番号 型式名 検定番号 有効期間

申 請 者	氏名又は名称 住所 法人にあつてはその代表者	株式会社三共 群馬県桐生市境野町六丁目460
遊技機 の種類	遊技機の区分 型式名 遊技機の区分	製造業者名 検定番号 型式名 検定番号 有効期間

県 取 熊 田 曜 日 3 月 9 年 8 成 平

申 請 者	氏名又は名称 所 法人にあってはその代表者	株式会社三洋物産 愛知県名古屋市千種区今池三丁目9-21
-------------	-----------------------------	---------------------------------

鳥取県知事 西 尾 色 次
---------------

平成8年9月3日
----------

遊技機 の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機 イ該当機	規則第6条第1号	般様V	株式会社 三洋物産	510322	平成8年9月3日 から3年間
〃	〃	スクランブルエッグV	〃	500226	〃
〃 ハ該当機	規則第6条第1号	アパッチ	〃	530207	〃
〃	キヤッスル	〃	530227	〃	
〃 イ該当機	規則第6条第1号	般様2	〃	510284	〃
〃	大工の源さん3	〃	500406	〃	

## 2 検定の等級

1 の職種のうち、機械加工、金属プレス加工、めつき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備及びパン製造については特級として、機械検査については特級、1級及び2級に区分して、プラスチック成形については特級及び3級に区分して、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、和裁、木工機械整備、機械木工、石材施工、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、ガラス施工、テクニカルプラスチック成形、機械・プラント製図、電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工。

## 3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

職業能力開発促進法(昭44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、平成8年度後期の技能検定を次のとおり実施する。

- 4 試験の実施期日等  
(1) 実技試験  
ア 実施期日

平成8年12月6日(金)から平成9年2月23日(日)までの間において、別途

鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成8年11月28日（木）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

## (2) 学科試験

ア 実施期日

検定	職種	実施期日
鍛造、機械検査（1級、2級及び3級）、婦人子供服製造、紳士服製造（1級及び2級）、和裁、木工機械整備、配管、型枠施工、鉄筋施工及びプラスチック成形（3級）	機械加工、金属プレス加工、めつき、仕上げ、機械検査（特級）、機械保全（特級）、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、紳士服製造（特級）、プラスチック成形（特級）、パン製造、さく井、金型製作、工場板金、ロープ加工、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、石材施工、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図、塗装及び樹脂接着剤注入施工	平成9年2月2日(日)

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）  
 イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面提出先  
 (2) 鳥取市富安二丁目159久本ビル5階
- (3) 受付期間  
 平成8年9月30日（月）から同年10月11日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。）
- (4) 受検申請に関する注意  
 ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。  
 なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはつたもの）を同封して行うこと。  
 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。  
 ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても、受検申請ができる。

## 6 受検手数料等

## (1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定	職種	手数料
機械加工	金属プレス加工	13,800円

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

1 実施場所	ア 実施場所	イ 実施場所
別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所	別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所	別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所
5 受検申請の手続	5 受検申請の手続	5 受検申請の手続
(1) 提出書類	(1) 提出書類	(1) 提出書類
7	7	7

機械保全	1級、2級及び3級 13,800円	かわらぶき 配管	13,800円
電子機器組立て	13,800円	型枠施工	13,800円
電気機器組立て	13,800円	鉄筋施工	12,000円
建設機械整備	13,800円	コンクリート圧送施工	13,000円
紳士服製造	13,800円	防水施工	13,800円
特 級	1級 13,800円 1級及び2級 12,000円	ガラス施工	13,800円
パン製造	13,800円	テクニカルイラストレーション	8,500円
さく井	13,800円	機械・プラント製作図	8,500円
鍛造	13,800円	電気製図	8,500円
金型製作	13,800円	塗装	12,000円
工場板金	13,800円	電子回路接続	13,800円
ロープ加工	13,800円	樹脂接着剤注入施工	13,800円
半導体製品製造	13,800円	イ 学科試験の受検手数料	2,600円
プリント配線板製造	13,800円	(2) 納付方法	
空気圧装置組立て	13,800円	(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること、ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとすると場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。	
油圧装置調整	12,000円		
農業機械整備	12,000円		
冷凍空気調和機器施工	13,000円	(3) その他	
婦人子供服製造	10,000円	受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。	
和裁	9,000円	7 合格者の発表等	
木工機械整備	13,800円	(1) 合格通知	
機械木工	13,800円	実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成9年3月28日（金）に書面で通知する。	
石材施工	13,800円	(2) 技能検定合格者の氏名は、平成9年3月28日（金）の鳥取県公報で公示する。	
菓子製造	13,000円		
建築大工	12,000円		

平成8年9月3日火曜日

鳥取県立

8	その他	受験手数料は11,000円とし、これを所定の方法により納付すること。
7222)	技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課（電話 0857-26-7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）に問い合わせること。	
(2)	雑報	
		午後5時まで
(3)	問い合わせ先	
	財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部	
	電話 0857-29-6086	
	平成8年9月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から	
平成8年9月3日		
	財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳瀬孝吉	
1	試験期日 平成8年10月13日（日）	
2	試験会場 倉吉市山根529-2	
	鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室	
3	受験願書受付期間	
	平成8年9月17日（火）から同月24日（火）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成8年9月24日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）	
4	受験願書提出先	
	〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB（日本交通公社）鳥取ビル2階	
	財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）	
5	受験手数料及び納付方法	